

8－3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		令和7年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対す る販売数量計 ①＋②
	製造場 (課税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kL X	kL X	kL X	kL X	kL X	kL 6,489	kL X	kL 1,336	kL 9,329
合 成 清 酒	－	－	22	－	－	383	722	67	722
連 続 式 蒸 留 焼 酎	－	446	222	1	1	5,306	6,189	1,040	6,191
単 式 蒸 留 焼 酎	7	153,650	108,781	12,572	1,390	101,592	53,609	8,300	54,997
み り ん	－	－	79	2	6	1,508	2,890	171	2,896
ビ ー ル	47	77,170	10,096	75	255	130,655	90,080	8,764	90,333
果 実 酒	3	X	1,165	X	11	6,665	8,434	2,350	8,446
甘 味 果 実 酒	－	△ 156	213	3	2	471	264	46	266
ウ イ ス キ ー	△ 17	△ 455	1,945	43	35	10,783	7,920	1,299	7,957
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	－	213	185	68	185
発 泡 酒	46	53,600	17,554	111	208	136,822	51,832	7,144	52,040
原料用アルコール・スピリッツ	X	X	X	X	40	49,007	35,598	3,921	35,640
リ キ ュ ー ル	－	2,614	12,484	344	140	46,265	75,166	6,470	75,311
そ の 他 の 醸 造 酒	3	10	756	88	36	2,346	15,028	937	15,064
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	89	295,554	167,813	14,168	2,254	498,518	357,124	41,919	359,374

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kL	kL	kL	kL	kL	kL
令 和 2 年 度	9,766	731	67,437	63,374	214,004	355,310
令 和 3 年 度	9,639	700	67,025	68,652	208,116	354,127
令 和 4 年 度	9,584	738	73,577	77,696	204,591	366,180
令 和 5 年 度	9,523	739	63,335	83,844	200,755	358,192
令 和 6 年 度	9,329	722	61,188	90,333	197,805	359,374

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清酒	合成清酒	連続式蒸留 焼酎	単式蒸留 焼酎	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発泡酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	その他	合計	税務署名
熊本西	1,085	126	637	2,734	529	10,811	1,383	33	1,033	16	4,769	3,436	7,215	1,269	35,078	熊本西
熊本東	558	33	311	1,510	200	4,070	524	10	383	20	2,947	1,730	4,031	694	17,021	熊本東
八代	275	29	218	1,015	91	2,400	244	10	194	4	1,746	1,169	2,290	471	10,156	八代
人吉	90	3	79	2,305	19	1,100	83	2	80	2	983	590	1,136	378	6,850	人吉
玉名	241	10	173	720	43	1,676	124	3	149	4	1,138	850	1,691	369	7,191	玉名
天草	170	20	225	702	49	1,658	91	2	100	3	1,065	559	1,283	409	6,337	天草
山鹿	124	8	63	329	21	736	77	2	59	1	472	282	729	175	3,079	山鹿
菊池	315	13	224	1,028	62	2,865	254	7	283	4	1,893	1,328	2,856	496	11,628	菊池
宇土	161	9	128	621	35	1,496	116	3	134	2	1,050	674	1,585	337	6,352	宇土
阿蘇	242	13	63	392	20	1,147	69	3	75	2	488	344	637	137	3,630	阿蘇
熊本県計	3,261	264	2,121	11,356	1,069	27,959	2,965	75	2,490	58	16,551	10,962	23,453	4,735	107,322	熊本県計
大分	1,117	89	706	2,763	279	9,112	828	33	753	19	4,273	3,292	7,011	834	31,110	大分
別府	586	29	273	1,134	91	3,255	311	13	264	7	1,527	1,343	2,685	403	11,921	別府
中津	196	10	80	550	44	1,612	92	3	112	3	1,117	683	1,268	184	5,954	中津
日田	335	13	74	639	49	1,628	94	4	122	4	692	526	1,147	208	5,532	日田
佐伯	143	9	65	401	26	828	59	1	65	3	380	344	639	120	3,083	佐伯
臼杵	200	8	102	418	19	699	148	9	266	16	375	300	490	80	3,128	臼杵
竹田	63	2	36	168	7	364	37	1	21	1	181	105	156	36	1,178	竹田
宇佐	219	9	80	650	35	1,180	98	3	75	3	1,025	428	904	166	4,874	宇佐
三重	110	3	44	267	17	422	29	1	31	1	298	187	350	61	1,823	三重
大分県計	2,969	172	1,460	6,990	567	19,100	1,696	68	1,709	57	9,868	7,208	14,650	2,092	68,603	大分県計

宮崎	786	81	478	4,535	257	12,459	1,157	42	988	17	4,232	2,738	7,065	1,201	36,036	宮崎
都城	204	10	171	2,706	65	2,634	198	7	245	5	1,858	1,402	2,790	585	12,880	都城
延岡	424	29	238	2,212	103	3,613	237	9	251	6	2,865	1,618	3,166	666	15,436	延岡
日南	62	5	41	965	18	804	50	2	79	1	605	471	786	249	4,138	日南
小林	77	2	77	794	21	858	56	3	75	2	664	521	950	310	4,410	小林
高鍋	132	6	82	1,243	27	1,240	127	6	122	2	1,155	688	1,453	378	6,661	高鍋
宮崎県計	1,685	133	1,087	12,455	491	21,608	1,825	69	1,760	33	11,379	7,438	16,210	3,389	79,561	宮崎県計
鹿児島	600	106	520	5,194	421	8,730	1,090	24	829	13	3,899	3,692	7,616	1,367	34,099	鹿児島
川内	88	7	108	1,021	36	1,383	97	2	118	2	927	691	1,258	318	6,058	川内
鹿屋	114	8	153	3,623	58	1,918	120	5	171	2	1,462	926	2,006	570	11,130	鹿屋
大島	81	4	120	2,006	27	1,540	111	4	150	8	2,983	766	1,968	446	10,211	大島
出水	68	4	100	1,112	29	1,148	65	3	98	2	778	563	1,148	314	5,432	出水
指宿	34	2	40	558	18	603	36	1	44	1	283	246	470	142	2,482	指宿
種子島	30	1	43	673	11	861	42	1	80	2	534	277	590	172	3,320	種子島
知覧	63	3	76	918	28	984	60	2	90	1	541	502	978	291	4,536	知覧
伊集院	65	4	73	5,808	22	748	58	1	83	1	427	443	918	237	8,888	伊集院
加治木	220	12	232	2,528	88	3,056	240	9	271	4	1,852	1,553	3,339	760	14,163	加治木
大隅	51	2	58	755	31	695	41	2	64	1	556	373	707	231	3,569	大隅
鹿児島県計	1,414	153	1,523	24,196	769	21,666	1,960	54	1,998	37	14,242	10,032	20,998	4,848	103,888	鹿児島県計
総計	9,329	722	6,191	54,997	2,896	90,333	8,446	266	7,957	185	52,040	35,640	75,311	15,064	359,374	総計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。

2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒 類 の 種 類		前年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 許 取消場数	免 許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数											(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数					
						6 kL未満	6 kL以上	10kL以上	60kL以上	100kL以上	200kL以上	500kL以上	1,000kL以上	2,000kL以上	5,000kL以上	10,000kL以上			休 造	合 計 (A)				
清 酒		場 53	場 -	場 -	場 -	場 8	場 3	場 11	場 5	場 6	場 2	場 -	場 -	場 -	場 -	場 -	場 18	場 53	場 3	場 31	者 内	者 3	50	
合 成 清 酒		4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	4	-	-	内	-	3	
連 続 式 蒸 留 焼 酎		6	1	-	-	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	3	7	-	-	内	-	3	
単 式 蒸 留 焼 酎		245	-	2	-	23	6	69	22	17	18	16	13	10	3	6	40	243	10	209	内	10	219	
み り ん		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	内	-	4	
ビ ー ル		24	-	-	-	5	1	8	1	1	-	-	-	-	-	2	6	24	6	12	内	5	20	
果 実 酒		32	-	-	-	12	3	4	1	2	-	-	-	-	-	-	10	32	6	18	内	6	29	
甘 味 果 実 酒		13	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	13	3	-	内	3	11	
ウ イ ス キ ー		26	3	-	-	3	1	5	1	2	8	1	2	-	-	-	6	29	4	11	内	3	21	
ブ ラ ン デ ー		22	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	22	5	-	内	5	17	
原 料 用 アル コ ー ル		6	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	3	6	-	内	-	3	
発 泡 酒		204	3	5	23	17	8	12	-	1	-	-	-	-	-	-	2	139	179	10	28	内	9	160
そ の 他 の 醸 造 酒		68	-	-	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55	68	10	13	内	9	62	
ス ビ リ ッ ツ		238	7	10	-	35	3	5	4	1	-	-	-	-	1	-	186	235	9	6	内	6	211	
リ キ ュ ー ル		160	1	1	1	67	6	18	6	2	-	-	-	-	1	-	59	159	10	14	内	11	147	
粉 末 酒		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	内	1	1	
雑 酒		70	-	-	-	5	-	1	2	1	-	1	-	-	-	-	60	70	4	2	内	5	62	
合 計		1,176	15	18	24	201	31	133	43	34	28	19	15	10	5	11	619	1,149	81	345	内	76	1,023	
各酒類を 通じたもの	令 和 4 年 度					69	16	82	30	22	32	18	10	12	3	9	40	343	20		内	19	298	
	令 和 5 年 度					70	16	89	26	26	30	20	14	9	4	9	32	345	20		内	17	302	
	令 和 6 年 度					63	18	88	29	29	26	19	13	12	3	9	36	345	21		内	18	301	

調査対象等：令和7年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、令和6年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	う ち 実蔵置場数
	自 己 の 製造した 酒 類 の びん詰場	共同の び ん 詰 場			設 置 許 可 を受け たもの	設 置 許可を 受けな いもの		
清 酒	場 1	場 -	場 -	場 10	場 11	場 -	場 22	場 8
合 成 清 酒	-	-	-	6	-	-	6	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	-	-	-	7	-	-	7	-
単 式 蒸 留 焼 酎	9	4	-	11	34	-	58	50
み り ん	-	-	-	6	-	-	6	-
ビ ー ル	1	-	-	7	1	-	9	1
果 実 酒	1	-	-	8	2	-	11	-
甘 味 果 実 酒	1	-	-	7	2	-	10	-
ウ イ ス キ ー	2	-	-	5	18	-	25	15
ブ ラ ン デ ー	2	1	-	8	3	-	14	-
原 料 コ ー 用 ア ル	-	-	-	5	1	-	6	1
発 泡 酒	6	2	-	9	21	-	38	-
そ の 他 の 醸 造 酒	1	-	-	6	9	-	16	-
ス ピ リ ッ ツ	7	4	-	9	24	-	44	1
リ キ ュ ー ル	6	2	-	10	20	-	38	-
粉 末 酒	-	-	-	5	-	-	5	-
雑 酒	1	-	-	5	13	-	19	-
合 計	38	13	-	124	159	-	334	76
う ち 実 蔵 置 場 数	9	4	-	11	52	-	76	

調査対象等： 酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点： 令和7年3月31日

用語の説明： 1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製 造 場 数	基 数
場 6	基 10

酒母及びもろみの製造場数

区 分	製造場数	
		うち休造場数
	場	場
酒 母	11	1
も ろ み	84	6

(3) 販売業免許場数

区 分		本 年 度 末 販 売 場 数 (A)			(A) のうち 1年以上引続き 休止している 販 売 場 数	本 年 度 末 販売業者数		
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販 売 方 法 に 条件が付されて いないもの	計				
販 卸 売 売 方 に 法 限 に る 条 件 の が 条 件 さ が れ て 付 て さ い な れ な い も の 及 び の	全	酒 類	場 32	場 203	場 235	場 11	者 81	
	ビ	ー ル	-	597	597	45	113	
	洋	酒	10	44	54	1	19	
	輸 出 入	酒 類	32	50	82	1	46	
	店 頭 販 売	酒 類	-	7	7	-	2	
	協 同 組 合 員 間	酒 類	-	-	-	-	-	
	自 己 商 標	酒 類	3	88	91	3	33	
	自 製 酒 類	清 酒 ・ み り ん	1	2	3	-	1	
		合 成 清 酒 ・ 焼 酎	7	13	20	-	10	
		ビ	ー ル	-	7	7	-	1
		洋	酒	-	-	-	-	-
		計	8	22	30	-	12	
	そ の 他 の	酒 類	2	4	6	-	3	
	合 計		87	1,015	1,102	61	309	
	合 計 の ち	小売業者の共同購入機関	8	-	8	-	8	
		卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	
		製造者の共同販売機関	-	1	1	-	-	
販 売 方 法 に 付 け ら れ て 小 売 に 限 る も の 旨	全 酒 類	一 般 の も の			8,562	251	5,329	
		特 殊 の も の			2	-	2	
		計			8,564	251	5,331	
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			93	6	73	
		特 殊 の も の			45	12	45	
		通 信 販 売 だ け の も の			134	17	107	
		計			272	35	225	
	合 計				8,836	286	5,556	
	媒 介 業				31	-	10	
	代 理 業				-	-	-	

調査時点：令和7年3月31日

用語の説明： 1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(注) 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。